

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年4月10日
【四半期会計期間】	第8期第2四半期（自 2023年12月1日 至 2024年2月29日）
【会社名】	株式会社プログリット
【英訳名】	PROGRIT Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 祥吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町二丁目10番1号 東京交通会館ビル5階
【電話番号】	03-6381-7760（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 管理部長 谷内 亮太
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町二丁目10番1号 東京交通会館ビル5階
【電話番号】	03-6381-7760（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 管理部長 谷内 亮太
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期 第2四半期累計期間	第8期 第2四半期累計期間	第7期
会計期間	自 2022年9月1日 至 2023年2月28日	自 2023年9月1日 至 2024年2月29日	自 2022年9月1日 至 2023年8月31日
売上高 (千円)	1,351,732	2,045,683	3,023,643
経常利益 (千円)	277,399	530,448	492,979
四半期(当期)純利益 (千円)	188,372	395,541	360,841
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	250,860	315,734	280,101
発行済株式総数 (株)	3,838,927	12,383,640	11,907,492
純資産額 (千円)	862,760	1,560,990	1,092,927
総資産額 (千円)	2,031,964	3,069,956	2,628,221
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	16.61	32.92	31.31
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	15.48	31.06	28.69
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	42.4	50.8	41.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	346,205	401,451	796,938
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	780	44,859	16,737
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	190,931	29,007	239,901
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	1,491,899	2,361,242	1,975,644

回次	第7期 第2四半期会計期間	第8期 第2四半期会計期間
会計期間	自 2022年12月1日 至 2023年2月28日	自 2023年12月1日 至 2024年2月29日
1株当たり四半期純利益 (円)	7.57	14.48

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額は配当を実施していないため、記載しておりません。
4. 当社は、2023年7月1日付で普通株式1株を3株に分割する株式分割を行っております。上記では、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。
5. 当社は、2022年9月29日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、第7期第2四半期累計期間及び第7期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益は、新規上場日から第7期第2四半期会計期間又は第7期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

経営成績に関する説明

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限は徐々に緩和され景気回復の兆しが見えてきた一方で、不安定な世界情勢や為替変動及び原材料価格やエネルギー価格の高騰等の影響により、先行き不透明な状況が続いております。

しかし英語学習市場につきましては、高齢化への懸念を持つ企業の海外市場への進出、グローバル人材の確保といった中長期的視点での英語学習への意欲は依然として高く、より高い成果を求めて従来型の英会話サービスから英語コーチングサービスへの乗り換えの動きも散見されるようになりました。このような動きに対応する形で、従来型の英会話サービス提供会社が英語コーチングサービスを展開する等、着実に英語コーチング市場が拡大しているものと見ております。また、個人での英語学習だけでなく、従業員育成・福利厚生の一環として英語学習の導入を検討する企業のニーズも存在することから、中長期的に英語学習市場全体が堅調に推移していくものと考えております。

このような環境の中、当社におきましては、英語コーチングサービス「プログリット」において、集中学習によって飛躍的に英語力を向上させるために、顧客ごとにカスタマイズしたカリキュラムの設計、英語学習を継続させる習慣を身につけるためのコンサルタントによるサポート、という主に2つの特徴において、継続的な品質向上と改善に取り組んでおります。また、シャドーイングに特化したサブスクリプション型の英語学習サービスである「シャドテン」は引き続き学習コンテンツの拡充やアプリの顧客体験改善等を行うことにより、有料課金ユーザー数は堅調に推移しております。さらに、当社は2023年12月19日にスピーキングに特化した新サービスである「スピフル」をローンチいたしました。スピフルは、スピーキング力を上げるために必要なトレーニングの口頭英作文（注1）と実践の独り言英会話（注2）の双方を実施することに加え、AI添削による「振り返り」を行うことで、スピーキング力を向上させるサブスクサービスです。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上高は2,045,683千円（前年同四半期比51.3%増）、営業利益は539,884千円（前年同四半期比91.2%増）、経常利益は530,448千円（前年同四半期比91.2%増）、四半期純利益は395,541千円（前年同四半期比110.0%増）となりました。

なお、当社は英語コーチング事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

（注）1．口頭英作文：日本語の文章を瞬時に英語に変換し、発話するトレーニングです。

2．独り言英会話：自身で選んだお題について1分間英語でスピーチを行うトレーニングです。

財政状態の状況

（資産）

当第2四半期会計期間末における総資産は3,069,956千円となり、前事業年度末に比べ441,734千円増加しました。これは主に、現金及び預金が385,598千円増加し、敷金が24,623千円増加し、売掛金が23,803円増加したことによるものであります。

（負債）

当第2四半期会計期間末における負債合計は1,508,966千円となり、前事業年度末に比べ26,328千円減少しました。これは主に、契約負債が140,298千円増加し、未払金が78,893千円、賞与引当金が52,454千円、長期借入金が26,670千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当第2四半期会計期間末における純資産は1,560,990千円となり、前事業年度末に比べ468,062千円増加しました。これは資本金、資本剰余金が35,632千円それぞれ増加し、利益剰余金が395,541千円増加したことによるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末より385,598千円増加し、2,361,242千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した現金及び現金同等物は、401,451千円(前年同四半期は346,205千円の収入)となりました。これは主に税引前四半期純利益530,590千円の計上、契約負債の増加140,298千円、法人税等の支払い1134,186千円、未払金の減少62,609千円、賞与引当金の減少52,454千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した現金及び現金同等物は、44,859千円(前年同四半期は780千円の支出)となりました。これは敷金の差入による支出27,633千円、有形固定資産の取得による支出17,226千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した現金及び現金同等物は、29,007千円(前年同四半期は190,931千円の収入)となりました。これは主に新株予約権の行使による株式の発行による収入70,946千円、長期借入金の返済による支出42,563千円等によるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の「重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定」の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当社では、研究開発活動として新機能及び新サービスの開発等を行っております。

当第2四半期累計期間における研究開発活動の総額は15,678千円となっております。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2024年2月29日)	提出日現在発行数(株) (2024年4月10日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	12,383,640	12,383,640	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、株 主として権利内容に何ら制 限のない当社における標準 となる株式であり、単元株 式数は100株であります。
計	12,383,640	12,383,640	-	-

(注) 提出日現在の発行数には2024年4月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第5回新株予約権 2024年1月10日取締役会決議

決議年月日	2024年1月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社使用人 61
新株予約権の数(個)	676 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 67,600株 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	960 (注)3
新株予約権の行使期間	自 2026年12月1日 至 2034年1月25日
新株予約権の講師により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 970 資本組入額 485 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

新株予約権の発行時(2024年1月25日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1,000円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2026年8月期から2031年8月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された営業利益が、下記(a)、(b)、(c)に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ当該各条件に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a)2026年8月期から2027年8月期までに営業利益が10億円を超過した場合 行使可能割合：30%

(b)2028年8月期から2029年8月期までに営業利益が15億円を超過した場合 行使可能割合：60%

(c)2030年8月期から2031年8月期までに営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記6.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
2026年12月1日から2034年1月25日までの行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から2026年12月1日から2034年1月25日までの行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記6.に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2023年12月1日～ 2024年2月29日(注)	390,348	12,383,640	29,197	315,734	29,197	312,734

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

2024年2月29日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社SO	東京都中央区銀座1丁目12番4号N & E B L D . 6 F	2,569	20.75
岡田 祥吾	東京都品川区	2,052	16.57
株式会社HOHETO	東京都中央区銀座1丁目12番4号N & E B L D . 6 F	1,370	11.07
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	668	5.39
山崎 峻太郎	神奈川県藤沢市	591	4.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区港区赤坂1丁目8番1号	441	3.57
三井住友信託銀行株式会社(信託口 甲2 4号)	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	330	2.66
株式会社DMM . c o m証券	東京都中央区日本橋2丁目7番1号	220	1.78
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	174	1.41
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	169	1.37
計	-	8,586	69.34

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2024年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,378,600	123,786	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 4,740	-	-
発行済株式総数	12,383,640	-	-
総株主の議決権	-	123,786	-

(注) 「単元未満株式」欄の株式数には、当社所有の自己株式68株が含まれております。

【自己株式等】

2024年2月29日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社プログリット	東京都千代田区有楽町二丁目10番1号 東京交通会館ビル5階	300	-	300	0.003
計	-	300	-	300	0.003

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2023年12月1日から2024年2月29日まで）及び第2四半期累計期間（2023年9月1日から2024年2月29日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年8月31日)	当第2四半期会計期間 (2024年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,975,644	2,361,242
売掛金	58,520	82,323
商品	11,707	16,191
貯蔵品	3,149	2,209
前払費用	69,957	70,200
その他	13,144	24,963
流動資産合計	2,132,123	2,557,132
固定資産		
有形固定資産		
建物	180,878	180,878
減価償却累計額	50,000	56,323
建物(純額)	130,878	124,554
工具、器具及び備品	17,664	18,607
減価償却累計額	11,100	12,189
工具、器具及び備品(純額)	6,564	6,417
有形固定資産合計	137,442	130,971
投資その他の資産		
投資有価証券	7,834	7,541
出資金	20	20
長期前払費用	1,647	514
繰延税金資産	122,307	122,307
敷金	226,046	250,669
その他	800	800
投資その他の資産合計	358,656	381,852
固定資産合計	496,098	512,824
資産合計	2,628,221	3,069,956

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年8月31日)	当第2四半期会計期間 (2024年2月29日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	18,520	22,175
1年内返済予定の長期借入金	71,826	55,933
未払金	208,975	130,082
未払費用	85,502	84,295
未払法人税等	148,470	151,549
契約負債	695,512	835,811
預り金	21,028	24,057
賞与引当金	119,059	66,604
その他	65,561	64,290
流動負債合計	1,434,458	1,434,800
固定負債		
長期借入金	94,450	67,780
資産除去債務	6,386	6,386
固定負債合計	100,836	74,166
負債合計	1,535,294	1,508,966
純資産の部		
株主資本		
資本金	280,101	315,734
資本剰余金		
資本準備金	277,101	312,734
資本剰余金合計	277,101	312,734
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	535,105	930,647
利益剰余金合計	535,105	930,647
自己株式	349	401
株主資本合計	1,091,959	1,558,713
新株予約権	967	2,276
純資産合計	1,092,927	1,560,990
負債純資産合計	2,628,221	3,069,956

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)
売上高	1,351,732	2,045,683
売上原価	392,340	542,039
売上総利益	959,391	1,503,644
販売費及び一般管理費	1,677,037	1,963,759
営業利益	282,354	539,884
営業外収益		
ポイント還元収入	1,203	628
利子補給金	685	524
助成金収入	-	330
その他	319	171
営業外収益合計	2,209	1,654
営業外費用		
寄付金	-	2,10,000
支払利息	1,283	797
その他	5,881	293
営業外費用合計	7,164	11,090
経常利益	277,399	530,448
特別利益		
新株予約権戻入益	-	141
特別利益合計	-	141
税引前四半期純利益	277,399	530,590
法人税、住民税及び事業税	89,026	135,049
法人税等合計	89,026	135,049
四半期純利益	188,372	395,541

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	277,399	530,590
減価償却費及びその他の償却費	9,888	10,423
株式報酬費用	-	1,093
寄付金	-	10,000
新株予約権戻入益	-	141
賞与引当金の増減額(は減少)	15,369	52,454
受取利息及び受取配当金	5	8
支払利息	1,283	797
上場関連費用	5,522	-
売上債権の増減額(は増加)	10,254	23,803
棚卸資産の増減額(は増加)	811	3,544
仕入債務の増減額(は減少)	2,380	3,654
未払金の増減額(は減少)	42,015	62,609
未払費用の増減額(は減少)	3,969	1,206
前払費用の増減額(は増加)	15,204	242
契約負債の増減額(は減少)	189,653	140,298
未払消費税等の増減額(は減少)	2,194	306
その他	8,151	6,724
小計	458,859	546,426
利息及び配当金の受取額	5	8
利息の支払額	1,283	797
寄付金の支払額	-	10,000
法人税等の支払額	111,376	134,186
営業活動によるキャッシュ・フロー	346,205	401,451
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	780	17,226
敷金の差入による支出	-	27,633
投資活動によるキャッシュ・フロー	780	44,859
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	10,000	-
長期借入金の返済による支出	58,308	42,563
株式の発行による収入	264,811	-
自己株式の取得による支出	50	52
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	70,946
新株予約権の発行による収入	-	676
上場関連費用の支出	5,522	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	190,931	29,007
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	536,357	385,598
現金及び現金同等物の期首残高	955,541	1,975,644
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,491,899	2,361,242

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約及びコミットライン契約を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年8月31日)	当第2四半期会計期間 (2024年2月29日)
当座貸越極度額及びコミットメントライン の貸付極度額の総額	1,100,000千円	1,100,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	1,100,000	1,100,000

(四半期損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自2022年9月1日 至2023年2月28日)	当第2四半期累計期間 (自2023年9月1日 至2024年2月29日)
広告宣伝費	178,631千円	349,589千円
給料及び手当	150,042	174,339
賞与引当金繰入額	34,333	29,518
株式報酬費用	-	1,093

2 寄付金

営業外費用に計上した寄付金の内容は、令和6年能登半島地震復旧・復興支援における石川県に対する支払いであります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自2022年9月1日 至2023年2月28日)	当第2四半期累計期間 (自2023年9月1日 至2024年2月29日)
現金及び預金勘定	1,511,899千円	2,361,242千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	20,000	-
現金及び現金同等物	1,491,899	2,361,242

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2022年9月29日をもって東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。上場にあたり、2022年9月28日を払込期日とする有償一般募集(ブックビルディング方式)増資による新株式394,300株の発行により、資本金及び資本剰余金はそれぞれ132,405千円増加しております。

この結果、当第2四半期会計期間末において、資本金が250,860千円、資本剰余金が247,860千円となっております。

当第2四半期累計期間(自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、英語コーチング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

(顧客との契約から生じる収益を分解した情報)

売上高はすべて顧客との契約から生じたものであります。また、当社は英語コーチング事業の単一セグメントであり、財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)
	英語コーチング事業	英語コーチング事業
英語コーチングサービス	968,133	1,380,676
サブスクリプション型英語学習サービス	383,599	665,066
顧客との契約により生じる収益	1,351,732	2,045,683
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	1,351,732	2,045,683

(注) 英語コーチング事業は英語コーチングサービスとサブスクリプション型英語学習サービスの2つのサービスにより構成されております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)
(1) 1株当たり四半期純利益	16円61銭	32円92銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	188,372	395,541
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	188,372	395,541
普通株式の期中平均株式数(株)	11,340,321	12,013,532
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	15円48銭	31円06銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	827,967	720,106
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 1. 当社は、2023年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。

2. 当社は、2022年9月29日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、前第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、新規上場日から前第2四半期会計期間の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年4月10日

株式会社プログリット
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池内 基明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原賀 恒一郎

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社プログリットの2023年9月1日から2024年8月31日までの第8期事業年度の第2四半期会計期間（2023年12月1日から2024年2月29日まで）及び第2四半期累計期間（2023年9月1日から2024年2月29日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社プログリットの2024年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。